

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

以下の業務の委託について、公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加を希望する者は下記要領により参加申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名 | 公共施設等の照明設備LED化業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 明石市有公共施設 計82施設（別紙「施設一覧表」のとおり） |
| (3) 業 務 概 要 | 各施設における以下の業務一式
① LED照明導入に係る現地調査業務
② LED照明導入に係る施工計画作成業務
③ LED照明器具・ランプの調達、設置業務
④ 既存照明器具等の撤去、運搬・廃棄業務
⑤ 施工管理及び進捗管理業務
⑥ その他上記に関連する事項 |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から2024年3月31日まで |
| (5) 見 積 限 度 額 | 600,000,000円（税込）
① グループA 220,000,000円（税込）
② グループB 190,000,000円（税込）
③ グループC 190,000,000円（税込）
※グループの内訳は、別紙「施設一覧表」のとおり |

2 応募方法

応募方法として、施設をA、B、Cの3つのグループに分け、各グループ別に受注し契約する方式（以下「分割受注」と全施設を一括して受注し契約する方式（以下「一括受注」という。）と2つの方式があります。応募者は、両方の受注方式に応募すること、又は、どちらか一方の受注方式に応募することができます。「分割受注」においては、ひとつのグループに応募すること、又は複数のグループに応募することも可能とします。

3 プロポーザル方式参加要件

本業務のプロポーザル方式に参加できる者は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 明石市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること。（資格及び専任性は求めません。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申請書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(7) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(8) 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※)を参加申請書等の受付終了日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限の過ぎていないもの)を除く。

(9) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

4 仕様書等のダウンロード

(1) 期間

2023年4月4日(火)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、総務局財務室財務担当(公共施設担当)にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5086)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

5 図面データの貸与

希望する者は、下記のとおり図面データを貸与します。

貸与する図面データは、本業務についてのみ使用できるものとし、その他のことに使用することはできません。また、プロポーザル終了後返却していただきます。

(1) 配布期間 : 2023年4月18日(火)から5月9日(火)午後5時まで

(2) 受付方法 : 以下の事項を記載(任意様式)のうえ、2023年5月9日(火)午後1時までにFAXにて申し込むこと。

- ・業務名
- ・住所、商号又は名称及び代表者職氏名
- ・担当者の部署、氏名及び連絡先(電話番号、E-mailアドレス)
- ・図面データ貸与を希望する旨、来庁予定日時、来庁予定者名

(3) あて先 : FAX(078-918-5176)

明石市総務局財務室財務担当(公共施設担当)

(4) 貸与場所 : 〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号

(図面データ) 明石市総務局財務室財務担当(明石市立勤労福祉会館2階第3会議室)

(5) 貸与方法 : 図面データを記録した記録媒体(CD-R若しくはDVD-R)を貸与します。

2024年3月29日(金)までに、上記の場所に返却してください。

※貸与する日時及び返却時は、来庁日時、会社名及び来庁者名を受付表に記入いただきます。また、図面データ使用に関する誓約書を記入いただきます。

6 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内に電子メールにより総務局財務室財務担当（公共施設担当）へ提案仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。
- 2023年4月4日（火）から2023年4月11日（火）午後1時まで
電子メールアドレス zaiken@city.akashi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答
2023年4月18日（火）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

7 プロポーザル方式参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書（1部／様式4）
 - イ 参考見積書（1部原本、6部コピー／様式5）
 - ウ 参考業務費内訳書（7部／様式6）
 - ・参考業務費内訳書（施設種類別内訳書）（一括受注用）（様式6-1）
 - ・参考業務費内訳書（施設種類別内訳書）（分割受注用）（様式6-2）
- ※一括受注又は、分割受注のいずれか一方の応募の場合は、様式6-1（一括受注用）又は、様式6-2（分割受注用）のいずれかの一方を提出。
- エ エネルギー削減効果比較表（7部／様式7）
 - ・エネルギー削減効果比較表（様式7-1）
 - ・エネルギー削減効果比較表（内訳）（様式7-2）
 - オ 企画提案書（7部／「企画提案書作成要領」参照）
 - カ 公共性（施策反映）評価提出書（7部／「公共性（施策反映）評価について」参照）
 - キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）
 - ※発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。
 - ・個人の場合：その3の2
(申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)
 - ・法人の場合：その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)
- ※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）
- (2) 書類の提出については、持参は認めません。必ず書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
- ア 使用する封筒は宛名シール（様式3）を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。
 - イ 2023年4月18日（火）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。
 - ウ 提出期限は、2023年5月9日（火）午後5時（必着）です。

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5番1号
明石市総務局財務室財務担当（公共施設担当）宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書（様式 2）に貼付し、FAX（078-918-5176）により明石市役所総務局財務室財務担当（公共施設担当）へ送信してください。

8 提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施します。

- (1) 実施日 2023年5月16日（火）
※時間は参加申請書等の受付終了後に連絡します。
※応募者多数の場合は、予備日（2023年5月11日（木））でも実施します。
- (2) 実施場所 明石市役所 議会棟2階 第3委員会室（控室 第4委員会室）
※予備日の会場は、南会議室棟1階 103B 会議室
- (3) 発表時間 30分～40分
※一者あたり、15分のプレゼンテーションのあと、15分の質疑・応答とします。
※一者で「分割受注」、「一括受注」の両方を応募する場合は、20分のプレゼンテーションのあと、20分の質疑・応答とします。
- (4) 説明内容 企画提案内容について、主に以下の事項について説明してください
・企画提案の概要について
・提案者が本業務において特に重要だと認識している事項の対応について
※提案説明の実施にあたり必要な機材は持参してください。

9 選定・審査の方法

(1) 選定の方法

一次審査として、まず「分割受注」の各グループの応募者を選定委員会で審査し、A、B、Cの各グループの最優良事業者を選定します。次に、「一括受注」の応募者を審査し、最優良事業者を選定します。

最終審査として、「分割受注」の選定事業者（3者）と「一括受注」の選定事業者（1者）とを比較審査し、より良いと判断した受注方式の事業者を本委託の受託予定者とします。

「分割受注」で、応募のないグループがあった場合、又はグループの最優良事業者が失格又は辞退し、次点の選定業者がない場合などは、「分割受注」の審査は実施しません。

選定方法の詳細は、別紙「選定方法」を参照してください。

(2) 一次審査の方法

業務に係る「企画提案書」、「公共性（施策反映）評価提出書」、「参考見積書」「参考業務費内訳書」「エネルギー削減効果比較表」及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を基に選定委員会で審査します。選定委員が各内容を総合的に評価、採点し、最も得点が高い事業者が選定されます。

なお、最高得点者が複数ある場合は、くじにより選定します。

また、参考見積額が見積限度額を超えた場合は参加申込の無効とし、審査基準点未満の参加者は参加申込みを失格とします。

審査結果は、最終審査終了後に明石市ホームページにて公表します。

なお、審査結果についての異議申立て並びに問い合わせには一切応じません。

審査項目の詳細は、別紙「採点基準（一次）」を参照してください。

(3) 最終審査の方法

一次審査の内容をもとに「分割受注」の選定事業者（3者）と「一括受注」の選定事業者（1者）を比較審査します。選定委員が各項目を総合的に評価、採点し、より得点が高い受注方式の事業者が選定されます。

なお、両事業者が同じ得点の場合は、くじにより選定します。

審査結果は、審査終了後、速やかに明石市ホームページにて公表します。

なお、審査結果についての異議申立て並びに問い合わせには一切応じません。

審査項目の詳細は、別紙「採点基準（最終）」を参照してください。

10 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

11 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の100分の100で記載してください（税込み金額を記載）。

12 支払条件

前金払 有（契約額の20%まで） 中間前払（契約額の15%まで） 1回まで
（現場調査設計～施工までのすべての業務が完了し、完成確認を受けた施設について、部分払請求をすることができることとします。ただし、契約総額の40%を上限とします。）

13 契約の締結について

(1) 受託予定者

審査の結果、選定された提案者は、本業務委託契約の優先交渉権を得たものとし、本業務に係る受託予定者となります。

そのため、受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに明石市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、プロポーザル方式に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) 再委託について

契約時点で判明している再委託先があり、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ

「再委託（変更）承諾申請書」を提出し、承諾を得てください。

(5) その他

受託予定者が契約締結までに「2 プロポーザル方式参加要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

15 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 参加申請書等が所定の日時までには到着していること。
- (2) 「分割発注」の同じグループに、又は「一括発注」に2通以上のプロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (3) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (4) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。

16 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に参加申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの

17 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においてもプロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

18 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、受託者の企画提案書による提案内容は明石市に帰属します。
- (3) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) プロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (5) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する者は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (6) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (7) 業務責任者は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (8) 提案により採用されたことをもって、提案したすべての内容（範囲）の契約を保証するものではありません。契約内容（範囲、仕様等）については、別途協議を行い、決定するものとします。
- (9) 提出された企画提案書等は、本業務以外の目的には使用しません。ただし、情報公開請求があったとき、その他本市が必要と認めるときは、本市はこれを無償で使用する事ができるものとします。また、提出された企画提案書等は、複製を作成する場合があります。
- (10) 再委託を行う場合は、契約後、随時再委託承諾申請書を提出していただきます。
- (11) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主がプロポーザルに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を確認することがありますので、ご注意ください。